学校評価実施要領

(目的)

第1条 この要領は、学校教育法(昭和22年法律第26号)第42条及び第43条の規定に基づき、教育活動その他の学校運営について目標を設定し、その達成状況や達成に向けた取組の適切さ等について評価し、福島県農業総合センター農業短期大学校(以下「大学校」)として組織的・継続的な改善を図りながら、評価結果の公表による説明責任を果たすとともに、大学校・保護者・地域・関係機関の連携協力のもと、教育の質の保証とその向上を図るため、学校評価について必要な事項を定める。

(学校評価の実施手法)

- 第2条 大学校は、教職員が行う自己評価を実施し、その結果について学校関係者が学校関係 者評価を実施することで学校評価を行うものとする。
 - 2 自己評価は、全教職員が参加し、設定した目標や具体的計画等に照らして、その達成状況や達成に向けた取組の適切さ等について評価を行うものとする。
 - 3 学校関係者評価は、学校関係者により、学校の教育活動の観察や教職員との意見交換等 を通じて、自己評価の結果について評価を行うものとする。

(学校評価表の作成)

- 第3条 大学校は、教育目標に基づき、当該年度のはじめに重点目標、評価項目、具体的方策、 評価指標等を設定した学校評価表を作成する。
 - 2 大学校は、中間と年度末に自己評価を実施し、経過・達成状況、達成度、次年度の課題と改善策について記載した学校評価表を作成する。

(学校評価委員会の設置)

- 第4条 大学校は、学校評価委員会を設置し、学校評価を推進するものとする。
 - 2 委員は、校長、副校長、農業経営部長、研修部長、事務主任、水田経営学科長、野菜経営学科長、果樹経営学科長、花き経営学科長、畜産経営学科長、教務管理主任をもって構成する。
 - 3 学校評価委員会は、以下のとおり学校評価に関わる事務を実施するものとする。
 - ー 学校評価の企画・立案、計画、諸会議の開催
 - 二 学校評価表による自己評価の実施
 - 三 学校評価に関わる調査、情報・資料の収集、整理
 - 四 学校評価に基づく改善策の立案
 - 4 学校評価委員会は、計画に基づき開催するものとする。ただし、校長が必要と認める場合は開催を妨げない。

(学校関係者評価委員会の設置)

- 第5条 大学校は、大学校関係者により構成された学校関係者評価委員会を設置する。学校関係者委員会は、自己評価の結果に基づき評価を実施するものとする。
 - 2 大学校運営会議は、学校関係者評価委員会を兼ねることができる。

(評価結果の報告・公表)

- 第6条 大学校は、学校評価の結果とそれらを踏まえた今後の改善方策について、当該設置者 に報告するとともに、学校広報誌・大学校ホームページへの掲載等により広く保護者や地域 住民に積極的に公表するものとする。
 - 2 公表にあたっては、後援会、同窓会及び関係機関等に対し説明の機会を設けるなど、情報提供に努めるものとする。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。